宗門財政構想委員会 賦課制度に関する専門部会答申書
「賦課基準の見直しについて（第３次答申)」掲載にあたって

2023（令和５）年２月15日付、宗門財政構想委員会 竹田空尊委員長から石上智康総長宛に答申書「賦課基準の見直しについて（第３次答申)」が提出されましたので、次ページより全文を掲載いたします。

なお、この「第３次答申」において、丁寧に諸手続きを進めるよう、総局に要望がなされていることから、総局といたしましては、「第３次答申」の内容を関係各方面にご報告、ご相談するものとし、賦課基準の見直しに向け、慎重に取り組みを進めてまいります。今後の具体的な取り組み等については、改めて検討いたします。

以下に「第３次答申」の概要を掲載いたします。

〈「第３次答申」の概要〉

「第３次答申」は、公聴会、各種関係会議等での意見や要望等を踏まえ、一昨年12月の「第２次答申」の方向性を踏襲し、新たに「寺院収入指数」を導入することなどを骨子とする。

「寺院収入指数」は、各寺院より報告いただく「差引後寺院収入額」（支出額を考慮した収入額）の合計額に基づき、総局が教区別の指数を算出し、各教区に当該教区内及び組内の調整を依頼する。

この他の賦課基準は、「一律金」「僧侶種別」「災害対策に特化した賦課金」で、これら４つの賦課基準に基づく金額を合計したものが各寺院に依頼する賦課金の総額となる。

新たな賦課基準の導入は、収支計算書又は決算書の作成など、寺院運営の適正化を図ることによって、門信徒をはじめ、地域や社会から信頼され、求められる寺院、宗門になることを願うものであり、導入の意義や趣旨等を宗門内全体に丁寧に説明し、徹底していくことが何より重要である。

また、今後のスケジュールとして、令和６年４月の賦課制度の施行後は、直ちに各寺院において収支計算書又は決算書が作成されるよう周知徹底、事務指導を行い、令和７年度に令和６年度決算書をもとに各寺院の「差引後寺院収入額」を報告いただいたうえで、総局が「寺院収入指数」を決定し、令和８年度の賦課基準として用いることができるようにするなど、段階的に準備措置を講じるものとする。

【「本願寺新報」2023（令和５）年３月10日号掲載】

註）宗門財政構想委員会は、宗門財政構想委員会規程（平成30年宗則第１号）に基づき、宗門総合振興計画の推進事項に掲げる「将来を展望し持続可能な組織とするため、宗門財政を念頭に置き、短・中・長期的視点に立って、宗務の精査・展開を図る」の具体的施策について調査検討し、もって現実社会の動向に柔軟に対応し得る宗門財政の確立を図ることを目的に設置された会議体

【担当部】
〒600-8501　京都市下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町
浄土真宗本願寺派宗務所
寺院活動支援部〈一般寺院担当〉

宗門財政構想委員会
賦課制度に関する専門部会
答　申　書
「賦課基準の見直しについて（第３次答申）」

〈構成及び目次〉

前文　…… 1

１．2024（令和６）年４月施行の賦課制度について…… 3
（1）賦課基準について　…… 3
①一律金…… 3
②寺院収入指数…… 3
（ⅰ）「㋐差引後寺院収入額」の報告【寺院→教区→総局】…… 4
㋐差引後寺院収入額…… 4
㋑寺院の収入額　…… 4
㋒基本差引額（全寺院一律50万円を差し引く）…… 5
㋓宗派賦課金…… 6
㋔支出額考慮一律差引率（全寺院一律20％を差し引く）…… 6
（ⅱ）「②寺院収入指数」の算出【総局】　…… 6
（ⅲ）「②寺院収入指数」の調整【総局→教区→組→寺院】　…… 7
（ⅳ）「②寺院収入指数」の報告【寺院→組→教区→総局】　…… 8
○「②寺院収入指数」導入のメリット及びデメリット　…… 8
③僧侶種別　…… 8
○免除規定について　…… 9
④災害対策に特化した賦課金　…… 9
（2）スケジュールについて　…… 10

２．将来的な賦課制度について　…… 11

３．その他　…… 12
（1）現行賦課基準の不公平感及び問題点について　…… 12
①門徒協力指数　…… 12
②護持口数　…… 12
③僧班　…… 12
（2）賦課金納付にかかる対応について　…… 12
（3）賦課金の名称について　…… 13
（4）寺院活動の活性化について　…… 13
（5）直轄寺院及び直属寺院に対する賦課金（第３種賦課金）について …… 14

賦課基準の見直しについて（第３次答申）

宗門財政構想委員会は、賦課基準の見直しに関し、まず2019（令和元）年６月18日付、「賦課基準の見直しについて（中間答申）」を提出し、2024（令和６）年４月の賦課基準の見直しについて、これまで公聴会や各種関係会議等で指摘されてきた現行の護持口数や門徒戸数に内在する問題点や不公平感を踏まえ、新たな賦課制度の方向性として「護持口数や門徒戸数に代わる新たな指数」や「寺院の収入額に応じた賦課」等を検討することを示した。

この「中間答申」を踏まえ、当委員会及び「賦課制度に関する専門部会」においてさらなる検討を重ね、2021（令和３）年12月14日付、「賦課基準の見直しについて（第２次答申）」において、新たな賦課基準の一つとして、収支計算書又は決算書に基づく「寺院の収入額に応じた賦課」の導入を提言し、その内容について、各機関等に意見を求めるとともに、公聴会等における詳細な説明と充分な意見聴取を総局に要望した。

その後、総局においては、「第２次答申」の内容について、2022（令和４）年度公聴会をはじめ、各種関係会議等で説明及び意見聴取が行われた。

特に公聴会では、Google フォーム利用者を含め、335名・721件の意見等があった。その主な意見は、以下の通りである。

・「寺院の収入額に応じた賦課」への支出額の考慮について（80件）
・「寺院収入報告書」の正確性・透明性の担保について（58件）
・「寺院の収入額に応じた賦課」にかかる護持費の取り扱いを含む寺院収入基準の明確化及び本堂建築・修繕等、維持管理にかかる収入の取り扱いについて（47件）
・施行までのスケジュール・意見聴取について（40件）

意見の割合としては、「第２次答申」の内容に対し、条件付きを含めて良とする意見は、おおよそ全体の３分の２におよんだ一方で、特に「寺院の収入額に応じた賦課」をすることそのものに反対という意見は約３％程度であった。これを受け、「賦課制度に関する専門部会」において、「寺院の収入額に応じた賦課」という基本的な方向性は保持しつつ、公聴会をはじめ各種関係会議等での意見や要望を踏まえた「第２次答申」の改善案を示すため、改めて協議を進めることとした。

「賦課制度に関する専門部会」では、まず、公聴会や各種関係会議等での意見や要望を全て確認したうえで、賦課をする寺院収入の詳細な基準、護持費の取り扱い、支出額に対する考慮、寺院から提出される収入に関する報告の正確性をいかに担保するのかといったこと等について、慎重に協議・検討を進めた。そのうえで、さらに詳細にこれらの事項を議論するとともに、賦課基準の見直しによって生じる各寺院の賦課金額の変動を、様々な条件を設定してシミュレーションし、確認するため、ワーキングチームを構成して協議することとした。「第２次答申」提出以降、「賦課制度に関する専門部会」を８回、ワーキングチームの会合を20回にわたって開催し、期間を絞って集中的にかつ慎重に議論を重ねた。

協議の結果、2024（令和６）年４月施行の賦課制度については、「第２次答申」で示した「寺院の収入額に応じた賦課」という基本的な方向性を踏襲して、賦課基準の一つに「寺院収入指数」を導入することとし、将来的には寺院会計に関するシステムを構築したうえで、寺院が直接入力する収入額及び支出額に基づく、「寺院の収入額に応じた賦課」に置き換えていくことをめざすこととした。

なお、「第２次答申」でも示したが、昨今の宗教法人による様々な問題によって、社会から厳しく宗教法人の在りようが問われている現状の中、以前にも増して、公益法人として透明性の高い、適正な管理運営を行うことが強く要請されている。そのため、「寺院収入指数」を導入し、各寺院が収支計算書又は決算書を作成することによって、寺院会計の面から管理運営の適正化が図られ、法令遵守の徹底に向けた取り組みになるものと思慮する。

さらには、今後、寺院会計に関するシステムを用いた「寺院の収入額に応じた賦課」が導入、定着されれば、各寺院の現状に応じた宗門の諸施策が可能となり、将来にわたって寺院を含む宗門全体が持続可能な組織となり、門信徒をはじめ、地域や社会から信頼され、求められる寺院、宗門となることにつながるものである。

総局においては、各寺院にこの「寺院収入指数」及び寺院会計に関するシステムを用いた「寺院の収入額に応じた賦課」導入にかかる目的が理解、浸透されるよう取り組んでいただくとともに、宗門財政の大改革とも言えるこの賦課基準の見直しが、必ず実現されるよう、充分な周知を行い、丁寧に諸手続きを進めていただくことを要望し、下記の通り答申する。

記

1．2024（令和６）年４月施行の賦課制度について

2024（令和６）年４月施行の賦課制度は、以下の計算式にて賦課金の総額を算出する。

《賦課金の総額を算出する計算式》 賦課金の総額＝①一律金＋②寺院収入指数＋③僧侶種別＋④災害対策に 特化した賦課金

このうち、「②寺院収入指数」は、「第２次答申」で示した「寺院の収入額に応じた賦課」に対する公聴会等での意見や要望のうち、支出額に対する考慮をしていただきたいという意見・要望に対応するものとし、また寺院から報告された収入額の正確性をいかに担保するのかという意見に対応するために、教区及び組における調整を行うこととする。併せて、これによって収入額の報告がなされない寺院等への対応が可能となることから、現状の中で具体的に実施可能な基準として示すものである。

(1) 賦課基準について

以下に示す各賦課基準の金額は、賦課金の総額を現状と同等の20億円として算出したものである。

①一律金

〈割合〉　賦課金全体の5.0％

〈金額〉　１億円（１か寺あたり10,000円）

〈内容〉　全ての寺院に対して一律に賦課をするもの。

②寺院収入指数

〈割合〉　賦課金全体の57.5％

※現行の護持口数及び門徒協力指数に対する割合

〈金額〉　11億５千万円

〈内容〉　各寺院の収入額（支出額を考慮したもの）をもとに、総局にて指数化したうえで教区及び組で調整し、寺院から総局へ報告するもの。

〈手順〉　・収支計算書又は決算書の作成【寺院】

・「㋐差引後寺院収入額」〈収入額（支出額を考慮したもの）〉の算出、報告【寺院→教区→総局】

・教区別の「②寺院収入指数」の算出【総局】

・各教区及び各組において、「②寺院収入指数」の調整【総局→教区→組→

寺院】

・各寺院の「②寺院収入指数」の報告【寺院→組→教区→総局】

以下に詳細を示す。

（i）「㋐差引後寺院収入額」の報告【寺院→教区→総局】

以下の計算式にて、「㋐差引後寺院収入額」を算出し、寺院から教区を通じて総局に報告する。

《「㋐差引後寺院収入額」を算出する計算式》

㋐差引後寺院収入額

＝（㋑寺院の収入額－㋒基本差引額〈50万円〉－㋓宗派賦課金）

×㋔支出額考慮一律差引率〈0.8〉

㋐差引後寺院収入額

〈内容〉　上記計算式に基づき算出した、総局に報告する寺院の収入額（支出額を考慮したもの）のこと。

報告書名は、「差引後寺院収入額報告書」とする。

「第２次答申」では、寺院の収入額の報告について、「金額を区分した表で収入額を報告するもの」と示したが、この「差引後寺院収入額報告書」は、より正確な金額が報告されるよう、各寺院において、前述の計算式に基づく差し引きの計算を行い、金額を記入したうえで報告する書式とする。

教区においては教区内寺院の「差引後寺院収入額報告書」を取りまとめ、総局に報告するとともに、未提出寺院への対応を行う。

なお、総局においては、各寺院が「差引後寺院収入額報告書」を作成・提出するにあたっての詳細な手引きを作成し、説明を充分に行うものとする。

㋑寺院の収入額

〈内容〉　寺院（宗教法人）として収納したもの。

なお、活動拠点（寺院が当該寺院の主たる事務所以外に設置する従たる事務所、支坊、支院、布教所、出張所等）としての収入も含む。

ただし、以下の収入は報告する寺院の収入額に含めない。

・寺院における本堂等の新改築募財や大規模法要等の臨時的な法要懇志等の収入

・教化団体等、別団体の運営のための会費

・保育園・幼稚園及び介護・養護施設等にかかる公益事業収入

・住職、衆徒又は寺族等の個人収入
・預り金収入
〈例〉宗派・本山等へ納付する、申請者からの冥加金等の収入
宗派・本山等へ進納する、門信徒等からの大規模な計画等の懇志や門徒講懇志等の収入
・賦課金納付や寺院運営等のため住職、衆徒又は寺族等が補填した資金
・資産の運用又は売却による収入
・助成金（教化助成費含む）、補助金、義援金、見舞金
・繰入金収入
・貸付金回収及び借入金収入
・香儀、祝儀
・前年度繰越金

「賦課制度に関する専門部会」では、賦課をする寺院収入基準の明確化について子細の協議をした。
例えば、護持費については、寺院によって護持費を徴収している場合と、していない場合があり、徴収していても、金額や使用用途が異なり、管理する会計のあり方や名称も様々であることから、同一の基準にて取り扱うことは困難であるという意見があった。そのため、護持費については、前述の「報告する寺院の収入額に含めない」に記載の収入を除き、「㋔支出額考慮一律差引率」20％を差し引くことで対応する。
また、寺院に収納した布教の法礼については、布教は宗教活動であり、法礼を受け取った者が寺院に収納し、寺院が布教を行った者へ給与等を支給したり、寺院運営のための経費に資することとなるので、「㋑寺院の収入額」に含める。

㋒基本差引額（全寺院一律50万円を差し引く）
〈内容〉　公聴会等では、「寺院の収入額に応じた賦課」の導入による過疎地や収入の少ない寺院への配慮を求める要望が寄せられ、「第11回宗勢基本調査〈2021（令和３）年実施〉」によると、寺院の護持・運営は厳しいと回答した寺院が約30％ある。
これらのことを踏まえ協議した結果、収入の少ない寺院への配慮として、「㋑寺院の収入額」に対し、全寺院一律50万円を「㋒基本差引額」として差し引く。

※「第２次答申」で示した累進的要素という考え方は、この「㋒基本差引額」で全寺院一律に差し引くことによって、収入の多い寺院と比べ、収入の少ない寺院の「㋑寺院の収入額」に対する「㋐差引後寺院収入額」の割合を少なくし、それに応じて「②寺院収入指数」を小さくすることによって対応する。

㋓宗派賦課金

〈内容〉　賦課金納付のための寺院収入の報告であるため、報告する年度分の「㋓宗派賦課金」を差し引く。

※「㋓宗派賦課金」は、過年度分を除いた該当年度分の依頼額とする。

㋔支出額考慮一律差引率（全寺院一律20％を差し引く）

〈内容〉　個々の寺院の状況や地域事情による特有の支出、寺院護持のための営繕費等の必要諸経費の支出額を考慮し、「㋑寺院の収入額」から「㋒基本差引額」及び「㋓宗派賦課金」を差し引いた金額に対し、全寺院一律20％を差し引く。

(ii)「②寺院収入指数」の算出【総局】

各寺院から報告された「㋐差引後寺院収入額」をもとに、総局において教区別の「②寺院収入指数」を算出したうえで、各教区に当該教区内及び各組での調整を依頼する。

「②寺院収入指数」の算出は、各寺院の「㋐差引後寺院収入額」の合計額から各教区の比率を算出のうえ、総数100万点にて教区別に指数化し、行う。

なお、前述の通り、賦課金の総額を20億円、「②寺院収入指数」に対する賦課金額を11億５千万円とした場合、１か寺平均は、115,000円（寺院数１万か寺で１か寺当りの平均点数100点。１点当りの金額は1,150円）となる。そのため、各寺院の「②寺院収入指数」に対する賦課金額は、同指数に1,150円を乗じた金額となる。

また、各寺院からの「㋐差引後寺院収入額」の合計額に基づく「②寺院収入指数」に応じて、11億５千万円を分担することとなるため、単に収入額が多くなれば賦課額が増額する、あるいは収入額が少なくなれば減額するというものではなく、各寺院から報告された「㋐差引後寺院収入額」の合計額によって、各寺院の「㋐差引後寺院収入額」に対して賦課される割合が変わることとなる。

また、各寺院から報告された「㋐差引後寺院収入額」をもとに指数化した際に、未提出寺院が多い場合や、「第11回宗勢基本調査」を用いてシミュレー

ションした教区別の「②寺院収入指数」と大きく乖離する教区があった等の場合は、改めて教区を通じ、「差引後寺院収入額報告書」の提出を求めることも必要であろう。

さらには、「差引後寺院収入額報告書」の提出率が低い場合は、やむを得ず「第11回宗勢基本調査」の結果を参考に、教区別の「②寺院収入指数」を算出することも考えられる。

なお、この「②寺院収入指数」の導入当初は、各寺院からの１会計年度分の「㋐差引後寺院収入額」の報告から算出することとなるが、最終的には、各寺院からの４年分の平均「㋐差引後寺院収入額」の報告から「②寺院収入指数」を算出されたい。

(iii)「②寺院収入指数」の調整【総局→教区→組→寺院】

教区別の「②寺院収入指数」をもとに、教区内及び組内において相互に確認しながら、各寺院の支出額等を考慮して調整をしたうえで、各教区では組別の、各組では寺院別の「②寺院収入指数」を調整し、各寺院の「②寺院収入指数」を算出する。

また、各教区での調整は、護持口数における「教区護持口数調整委員会」での調整及び教区会での承認を経て総局に報告する手続きに準じたものとする。

なお、2022（令和４）年度公聴会では、「現行の護持口数は、大方の寺院から了解が得られているものである」、「護持口数を廃止して欲しくない」といった意見があった。このことを踏まえるとき、護持口数は「寺院収入」と「県民所得」をその基準要素として教区別目標護持口数を算出し、教区及び組にて調整をするという制度であるが、「②寺院収入指数」は、寺院から報告される「㋐差引後寺院収入額」をもとに、教区別の指数を算出し、教区及び組にて調整するというものであることから、考え方が極めて類似している。

言い換えると、これまで教区別目標護持口数が変更なされていなかったという護持口数の問題点や不公平感を、「②寺院収入指数」を用いることで改善するものとなる。

また、「②寺院収入指数」を教区で調整する際、公聴会での「現行の護持口数は大方の寺院から了解が得られている」との意見が教区の考えと一致する場合や、仮に教区において寺院ごとの「②寺院収入指数」の調整が困難な場合は、調整方法の一つとして、現行の教区の護持口数と寺院ごとの護持口数に対し、教区の「②寺院収入指数」を比例させ、そのまま寺院ごとの「②寺院収入指数」を算出する方法を採用することも可能であろう。

(iv)「②寺院収入指数」の報告【寺院→組→教区→総局】

各寺院は組内で調整された「②寺院収入指数」を、組及び教区を通じて総局に報告する。

総局においては、報告された「②寺院収入指数」に基づき、各寺院の「②寺院収入指数」を決定し、賦課をする。

組においては組内寺院の、教区においては教区内寺院の「②寺院収入指数」の取りまとめとともに、未提出寺院への対応を行う。

○「②寺院収入指数」導入のメリット及びデメリット

【メリット】

・「㋐差引後寺院収入額」だけを用いるのではなく、これをもとに、総局にて指数化された「②寺院収入指数」を、教区内及び組内で相互に様々な観点から確認し、チェックすることによって、より正確性が担保できるとともに様々な調整が可能となる。
・「差引後寺院収入額報告書」の提出がない寺院があった場合でも、「第11回宗勢基本調査」の結果や、その他の寺院の「㋐差引後寺院収入額」から「②寺院収入指数」を算出して調整することによって、提出がない寺院に対して賦課することが可能となる。

【デメリット】

・教区及び組において「②寺院収入指数」を調整することとなり、時間を要する。
・現時点では、将来的にめざす、寺院が直接入力する収入額及び支出額に基づく「寺院の収入額に応じた賦課」とはならない。

③僧侶種別

〈割合〉 賦課金全体の33.5%
※現行の寺院役職及び僧班に対する割合

〈金額〉 ６億７千万円

【内訳】	住　　職	37,000円	兼務住職	15,000円
	住職代務	15,000円	副 住 職	22,000円
	教　　師	19,000円	未 教 師	11,000円

〈内容〉 僧侶種別に対して賦課するもので、僧班に対する賦課は廃止とする。
各僧侶種別に対する賦課金額は、賦課金全体に占める僧侶種別への賦課の割合（33.5%）及び金額（６億７千万円）に対し、現行の役職点数及び僧侶数に基づくそれぞれの割合から算出した金額である。なお、未教師の僧侶は、現行において僧班に対してのみ賦課していることから、僧班・列座にあたる

点数を踏まえて算出した。
なお、各僧侶種別の負担する割合について、兼務住職及び住職代務は軽減させ、教師は若干加重することとした。

○免除規定について

現行賦課制度では、得度式を受けて25年以上が経過した75歳以上の僧侶は、僧班による賦課（第２種賦課金）が免除となっており、未教師については寺院役職としての賦課がないため、実質全額免除となっている。

この度の見直し案は、僧班に対する賦課を廃止し、僧侶種別に対して賦課するという以前とは異なる新たな制度であるため、未教師にも賦課することになる。

しかし、75歳以上の僧侶でも現役で活躍する僧侶も多いが、現実問題として、85歳ともなると法務を継続していくことは困難となる場合も多いと思慮されることから、これら僧侶の負担軽減のためにも、85歳以上で得度式受式25年以上の教師及び未教師に対して免除するものとする。

なお、住職（兼務住職及び住職代務含む）、副住職の寺院における立場は、どの寺院においても同等であることから免除しないものとする。

④災害対策に特化した賦課金

〈割合〉　賦課金全体の4.0％
※現行と同等の割合

〈金額〉　８千万円

〈内容〉　現行の第４種賦課金と同様に、宗門に包括される寺院の相互扶助を目的とし、寺院が被災した場合の復興支援に必要な財源を確保するために賦課するもの。
なお、現行においては、第１種賦課金賦課率の合計点数による賦課点数により賦課しているが、見直しにあたっては、「②寺院収入指数」による区分に基づき、賦課するものとする。

《参考》　賦課基準の見直しにかかるシミュレーション
※ここで示す各賦課基準は、すべて平均値（額）で算出したもの
住職１名　教師１名　未教師１名　護持口数77口
門徒戸数81戸　僧班合計点数12点　第４種賦課金３点
寺院収入指数115,000円（100点×1,150円）
災害対策に特化した賦課金8,000円

【現行】

令和４年度賦課金依頼額の総額 1,946,256,520 円
寺院数 10,094 か寺（令和４年４月１日現在）で算出

			点数	金額
第１種	寺院役職	住職	10.0	26,000
		教師	4.0	10,400
	護持口数		13.1（77 口）	34,060
	均等割当金額		2.0	5,200
	門徒協力指数		30.8（81 戸）	80,080
第２種	僧班		12.0	31,200
第４種			3.0	7,800
合計			74.9	194,740

賦課金の総額を 20 億円に換算した場合	200,118

⇒

【見直し案】

賦課金の総額 20 億円として
寺院数１万か寺で算出した場合

		金額
一律金		10,000
寺院収入指数		115,000
僧侶種別	住職	37,000
	教師	19,000
	未教師	11,000
災害対策		8,000
合計		200,000

(2) スケジュールについて

2024（令和６）年４月施行の賦課制度導入のスケジュールについて、公聴会等において、施行までのスケジュールが短いといった意見や丁寧に意見聴取をしていただきたいといった要望等が寄せられた。

このことを踏まえ、「賦課制度に関する専門部会」で協議したところ、各寺院を取り巻く現状は加速度的に厳しさを増しており、賦課基準の見直しの早期実現が望まれることからも、早急に新たな制度を導入する必要があるとの認識で一致した。

しかしながら、現状として、収支計算書又は決算書を作成していない寺院があるため、まずはこれらの作成を徹底することが先ではないかという意見や、2023（令和５）年３月29日より、「親鸞聖人御誕生850年・立教開宗800年慶讃法要」をお迎えすることから、本答申提出後、直ちに導入することは極めて困難であることが予想されるという意見があった。

さらには、このたび提案する新たな賦課制度の導入は、収支計算書又は決算書の作成等、寺院運営の適正化を図ることによって、前述の通り、門信徒をはじめ、地域や社会から信頼され、求められる寺院、宗門になることを願うものであるが、導入の意義や趣旨等を宗門内全体に丁寧に説明し、徹底していくことが何より重要であろう。

したがって、2024（令和６）年４月の賦課制度の施行後は、直ちに各寺院において収支計算書又は決算書が作成されるよう、周知徹底を図り、事務指導等を充分に行うものとする。また、2025（令和７）年度に各寺院の2024（令和６）年度の「㋐差引後寺院収入額」を報告したうえで、「②寺院収入指数」を決定し、2026（令和８）年度から賦課基準として用いることができるようにするなど、段階的に準備措置を講じるものとす

る。
総局においては、これらのことを充分に踏まえられ、賦課基準の見直しが必ず実現するよう、丁寧に諸手続きを進めていただきたい。

２．将来的な賦課制度について

寺院が直接入力する収入額及び支出額に基づく将来的な賦課制度は、以下の計算式にて総額を算出する。

《賦課金の総額を算出する計算式》
賦課金の総額＝①一律金＋②寺院の収入額（支出額を考慮したもの）に対して、特定の率にて算出した額＋③僧侶種別＋④災害対策に特化した賦課金

「１．2024（令和６）年４月施行の賦課制度について」に示した賦課制度を運用する中で、課題や問題点に対し、定期的に必要に応じて見直し、改善をしつつ、最終的に「②寺院収入指数」を新たな「②寺院の収入額（支出額を考慮したもの）に対して、特定の率にて算出した額」に置き換えていく。この「②寺院の収入額（支出額を考慮したもの）に対して、特定の率にて算出した額」に置き換える際は、宗門内の寺院が統一した寺院会計に関するシステムを用い、自動的に算出されるものとする。
寺院会計に関するシステムについては、寺院において日々の経費の出納を入力することで、執行状況を常に把握でき、年度末には収支計算書が作成され、所轄庁へ提出する収支計算書の写しに用いることができるものとする。このシステムから、収入項目及び支出項目をもとに、賦課金の対象となる金額が自動的に算出され、これに対し、報告された全寺院の収入額や宗派の予算総額を考慮して特定の率を乗じたものを「②寺院の収入額（支出額を考慮したもの）に対して、特定の率にて算出した額」として賦課基準の一つとする。
総局においては、2026（令和８）年までに寺院会計に関するシステムを構築のうえ、全国の寺院に対し、制度の周知徹底のほか、システムの操作や収支計算書又は決算書の作成指導を進めていただきたい。そのうえで、2028（令和10）年４月にシステムで作成した収支計算書又は決算書の一部を用いて賦課基準の見直しを行い、2032（令和14）年４月の賦課基準の見直しには、全ての収支計算書又は決算書がシステムで作成されたものに完全移行することを目標として、諸手続きを進めていただきたい。
ただし、この変更時期は、定期的な見直しを行っていく中で、「寺院収入指数」の運用状況や各寺院の賦課制度に対する意識等から慎重に判断されたい。
また、公聴会等における意見への対応として、支出額の考慮、護持費の取り扱いを含む寺院収入基準の明確化等については、「１． 2024（令和６）年４月施行の賦課制度について」

に示した「寺院収入指数」を運用しながら、将来的な制度構築に向けて、継続して検討いただきたい。

加えて、《計算式》の「賦課金の総額」算出にあたり、必要に応じて、公的な指数を加えるといったことや、各寺院の活性化や教化活動の支援につながる助成となり得る措置についても、検討いただきたい。

なお、公聴会等で意見のあった、各寺院が提出する寺院収入の報告について正確性をいかに担保するかといったことは、このシステムは日々の寺院の出納を入力することによって収支計算書が作成されるものであり、これを用いて、所轄庁への提出書類とすることや門信徒への説明を行うことも可能となることから、適正な管理運営を図るうえからも、正確なものでなければならないことは必然であろう。

3．その他

(1) 現行賦課基準の不公平感及び問題点について

現行賦課基準の不公平感及び問題点について、以下の通り確認した。

①門徒協力指数

多くの寺院が宗教法人設立以降、名簿の訂正を行っておらず、また、過疎化、少子化、高齢化や単身世帯の増加により、「家」を継承するというあり方が急速に減少している。さらに、大都市圏と地方をはじめ、地域間による経済格差が拡大している。

②護持口数

護持口数は「寺院収入」（第７回宗勢基本調査〈1996（平成８）年実施〉）及び「県民所得」（『民力』平成14年度版）に基づき算出しているが、2006（平成18）年度以降、教区間での調整は一度もなされておらず、教区別目標護持口数が固定化している。

③僧班

2022（令和４）年４月１日現在、列座の僧侶が全体の約81.9％を占めている。50年前は約43.5％、30年前は約60.9％、10年前は約78.0％と、列座の僧侶の割合は増加傾向にある。さらに、列座の僧侶は、40代の90.3％、30代の94.8％、20代の98.4％、10代の100％と低年齢化する程にその比率が高まり、僧班を変更した僧侶の負担が大きくなっている。

また、2015（平成27）年度以降、僧侶数が減少しており、今後、僧班に対する賦課が免除となる、75歳以上で得度式受式25年以上の僧侶が増え、僧班に対する賦課の対象者が減っていくことが予想される。

(2) 賦課金納付にかかる対応について

現行においては、賦課金を期間内に完納した寺院に旌功状を１枚授与している。また、この度の賦課基準の見直しにより、寺院によっては、賦課金額が大幅に増額又は減額す

ることも想定される。これらのことを踏まえ、「賦課制度に関する専門部会」において賦課金納付にかかる対応について検討した結果、賦課金納付の義務を履行している寺院に対する院号や新たに寺院教化助成費の交付、さらには納付金額に応じた特典付与による扱い品の交付等、様々な措置が考えられるので、総局において検討いただきたい。

その他、減免、滞納課金、願記不受理、僧籍の削除等については、現行の制度と同様とする。

(3) 賦課金の名称について

公聴会や各種関係会議等で、賦課金という義務的な名称は変更するべきという意見や内容そのものを表す名称への変更について要望があった。

また、この度の賦課基準の見直しは、従来の賦課制度と根本的に異なる、新たな制度にするものであり、各寺院に宗門を運営する経費を応分に負担いただくものであるため、名称変更の必要性が指摘された。

「第２次答申」に例示した「宗門護持費」の他、「宗門運営費」、「宗門維持費」又は「宗門維持運営費」、あるいは宗門に対する懇志として「宗門懇志」とする等、その意味が広く社会的に理解されるよう、今後、しかるべき時期に名称変更をしていただきたい。

併せて、「告知」という表現も改めていただくとともに、現在、賦課金依頼額に対して同額より多く納付することができないこととなっているが、納付できるよう改めていただきたい。

(4) 寺院活動の活性化について

現在宗門では、第37回常務委員会で「新たにめざす持続可能な宗務組織を構築するための具体策」を議決し、持続可能な宗務組織を構築するため、諸種の施策を講じ、2020（令和２）年度予算規模に対し、2025（令和７）年度までに合計約８億５千万円を減額し、収支バランスの正常化を図る取り組みを進めることとなっている。

そのうえで、「賦課制度に関する専門部会」では、賦課金の総額を現行と同等の20億円として賦課基準ごとの金額を算出したが、現状は、賦課金奨励費をはじめとする助成金等を教区・組・寺院宛に交付しており、実質的に宗派の経費として使用できるのは、2022（令和４）年度予算の場合、助成金等を除き約13億５千万円（新型コロナウイルス感染症対策の賦課金納付にかかる寺院教化助成費を除く）となる。

そのため、「第２次答申」において示した通り、賦課金奨励費をはじめとする助成金等を現行と同程度交付するためには、賦課金総額の増額を検討する必要がある。

当然のことながら、現状より賦課金の総額を減額すれば宗門の諸施策を減らすこととなり、各寺院の負担は減るが、現状と同等以上の施策を宗門に求めるのであれば、賦課金の総額を増額せざるを得ず、負担も増えることとなる。

現状、人口減少や、少子化及び高齢化等の進行によって、寺院を取り巻く環境が大き

く変化する中、今後、過疎地域に所在する寺院をはじめ、寺院の護持は厳しさを増していくことからも、可能であれば、「（２）賦課金納付にかかる対応について」で示した寺院教化助成費等、寺院活動の活性化を図るような施策を、検討いただきたい。そのための財源については、助成総額が減額となるよう試算したうえで、組への賦課金奨励費（組教化助成費・組事務費）等の減額を検討いただきたい。（現在、教区には賦課金奨励費を交付していない。）

なお、本答申で示した新たな賦課制度は、賦課金の総額を20億円とした場合の賦課基準を示したものであり、今後、宗門全体の実情に応じて、賦課金の総額を見直す場合等は、このたび示した計算式に総額を置き換えていくと、賦課基準が導き出せるものとなっている。

(5) 直轄寺院及び直属寺院に対する賦課金（第３種賦課金）について

直轄寺院及び直属寺院に対しては、財務規模及び運営状況等による等級と、申告に基づく協力金を総局がそれぞれ決定したうえで、第３種賦課金として賦課している。

協力金については、2020（令和２）年４月の護持口数の見直しにあわせて、2015（平成27）年度から2018（平成30）年度までの４か年の決算を踏まえた見直しが実施されているが、この度の一般寺院における賦課基準見直しを踏まえ、等級及び協力金を一本化して賦課することについても検討いただきたい。

以　上